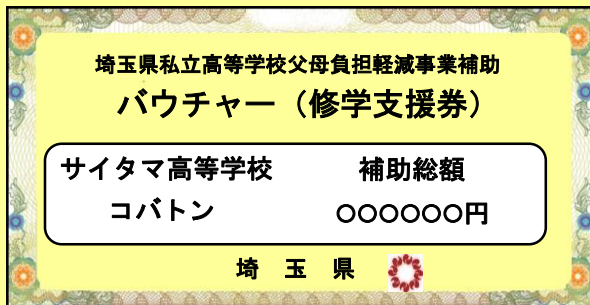


# 埼玉県私立学校

# 学費軽減補助のお知らせ

(県内私立全日制高等学校用)



※ 埼玉県の独自補助や国の就学支援金の受給者に対し、バウチャー (修学支援券) を交付しています。



埼玉県マスコット「コバトン・さいたまっち」

- 埼玉県では、県内に在住で県内の私立高等学校 (全日制) へ通う生徒がいる世帯における授業料や入学金、施設費等納付金の経済的な負担を軽減するため、国の就学支援金に独自に上乘せして補助を行っています。
- 申請は学校の案内に従い、指定された窓口書類を提出してください。

# 1 補助を受けることができる方



補助を受けるための要件は？



3つの要件を全て満たした方が補助を受けられるよ。

- (1) 生徒、保護者<sup>※</sup>の両方が埼玉県内に在住  
※ 保護者が仕事で県外に単身赴任している時など例外もあるよ。
- (2) 埼玉県が認可した県内の私立高等学校に在学
- (3) 所得要件をクリア

3つ目の「所得要件」って何？



住民税の内訳が分かる課税証明書などをお手元に用意して、3～4ページで確認してね。



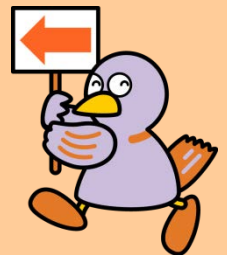
※ 「保護者」は原則親権者ですが、親権者が不在などの例外もありますので、詳しくは通学先の学校へお問い合わせください。

## 書類の見方（課税証明書の場合）

※ 市町村により、「所得証明書」など名称が異なる場合もあります。

補助金の審査では、**住民税所得割額（市町村民税と道府県民税の合算額）**を使います。

平成30年度 課税証明書				〇〇第〇〇〇号			
賦課期日現在の住所及び氏名							
平成29年分の所得の内容		所得控除の内容		平成30年度 市・県民税			
所得の種類	給与収入	社会保険料控除		市 民 税	所得割	〇	
	公的年金等収入	生命保険料控除			均等割	+	
	給与所得 (以下余白)	損害保険料控除		県 民 税	所得割	〇	
		配偶者控除			均等割		
		配偶者特別控除					
		扶養控除					
		基礎控除					
		(以下余白)					
		所得控除の合計					
	所得の合計	繰越控除					



扶養人数の内訳が記載してあるもの

課税証明書は市町村の窓口で取得できます。

## 2 補助金額(年額)

下の所得要件と「補助金額の内訳」とを照らし合わせて補助金額を確認してください。  
(所得要件の確認方法は、4ページをご覧ください。)

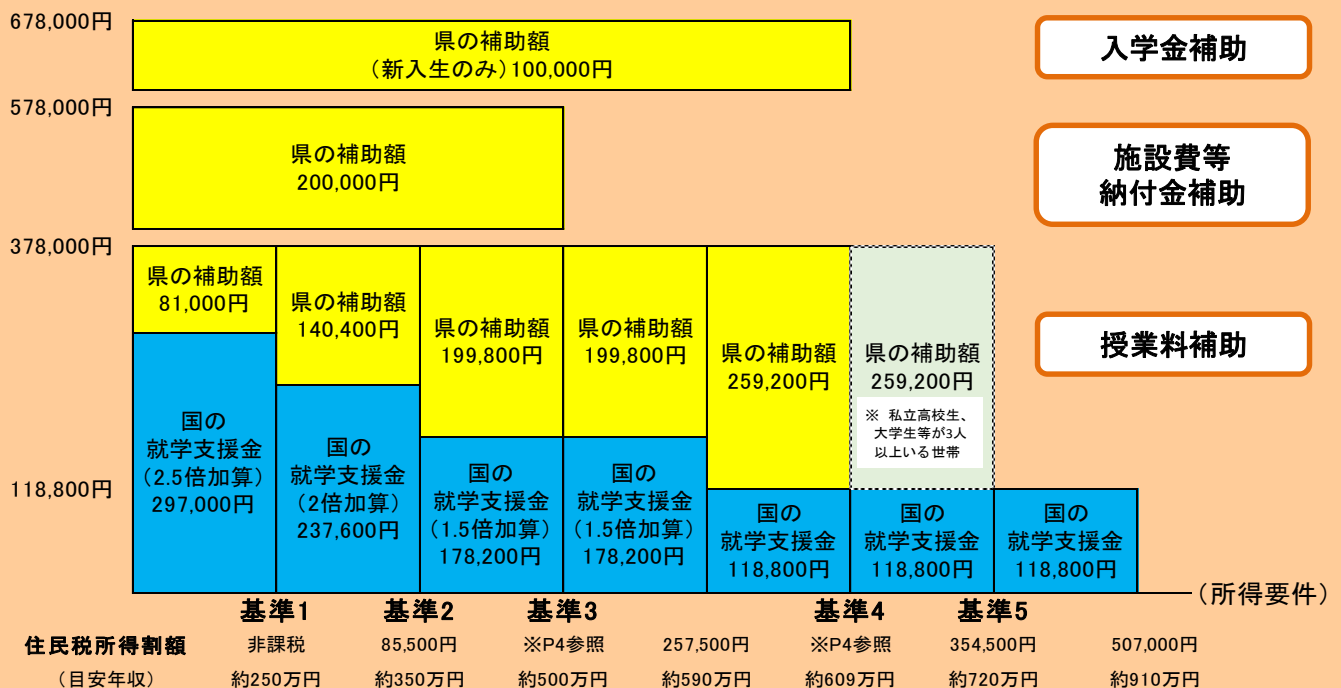
所得要件 (住民税所得割額等)	授業料補助金額	施設費等納付金 補助金額	入学金補助金額
基準1	378,000円－国の就学支援金支給額 (※1)	200,000円 (※1)	(新入生のみ) 100,000円 (※1)
基準2			
基準3			
基準4			
基準5			
生活保護世帯 家計急変世帯	実際に負担する授業料－国の就学支援金支給額	実際に負担する施設費等納付金全額	(新入生のみ) 100,000円(※2)

※1 実際に負担する授業料等が補助金額より少ない場合、実際に負担する金額が補助金額の上限となります。また、授業料及び施設費等納付金について、年度途中に転退学や県内に転入、県外へ転出した場合、補助金額は月割りとなります。

※2 生活保護世帯、平成30年1月～4月の間に家計が急変した世帯、また、平成30年の所得が平成29年と比較して半減した世帯が対象となります。

### 補助金額の内訳

(補助金額)



※ 目安年収はモデル世帯(夫婦片働き・子供2人(高校生1人、中学生1人))の場合

### 3 所得要件の確認方法

- (1) 課税証明書の住民税所得割額（市町村民税と道府県民税の合算額）を確認します。
- (2) 保護者が2人いる場合は、2人の住民税所得割額を合算します。この合計金額が「世帯の住民税所得割額」です。
- (3) (2)の金額が、下の基準のいずれに当てはまるかを確認してください。

**基準1** 世帯の住民税所得割額が非課税（0円）

**基準2** 世帯の住民税所得割額が100円以上・85,500円未満

**基準3** 世帯の住民税所得割額が85,500円以上・下の表の金額未満

扶養親族数		16歳以上19歳未満			
		0人	1人	2人	3人
16歳未満	0人	135,500	154,200	172,700	192,700
	1人	171,200	189,500	215,500	236,500
	2人	209,000	230,000	251,000	272,000
	3人	244,500	265,500	286,500	307,500

**基準4** 世帯の住民税所得割額が基準3の金額以上・下の表の金額未満

扶養親族数		16歳以上19歳未満			
		0人	1人	2人	3人
16歳未満	0人	225,500	237,500	253,900	271,900
	1人	258,500	270,500	288,500	306,500
	2人	291,500	305,200	323,200	341,200
	3人	324,500	339,900	357,900	375,900



16歳未満  
平成14年1月2日以降に生まれた場合  
16歳以上19歳未満  
平成11年1月2日から平成14年1月1日の間に生まれた場合だよ。

**基準5** 私立高校生や大学生等が3人以上いる**多子世帯**で、住民税所得割額が354,500円未満（多子世帯の要件の詳細は5ページをご確認ください。）

**生活保護世帯  
家計急変世帯** 生活保護を受給している、または一定の期間に**家計状況が急変(家計急変)**している（家計急変の要件の詳細は5ページをご確認ください。）

これらの基準に該当しない場合でも、世帯の住民税所得割額が507,000円未満であれば、国の就学支援金118,800円（年額）の補助は受けられます。

**基準3・4  
の見方**

【例】基準3の場合  
扶養親族数が16歳未満2人、16歳以上19歳未満1人の場合、住民税所得割額が85,500円以上**230,000円**未満であれば、基準3に該当します。（基準4も同様に確認）

扶養親族数		16歳以上19歳未満			
		0人	1人	2人	3人
16歳未満	0人	135,500	154,200	172,700	192,700
	1人	171,200	189,500	215,500	236,500
	2人	209,000	<b>230,000</b>	251,000	272,000
	3人	244,500	265,500	286,500	307,500

基準3と基準4の金額は、扶養親族数により変わります。左の図で見方を確認してね。



## 4 基準5(多子世帯)の要件

一定期間に学費負担が集中する多子世帯は、以下の要件を満たせば授業料補助金を受給できます。

- ① 県内私立高校に通う生徒本人以外に、下記の範囲の私立高校または大学等(※1)に通い、生徒本人と同一の保護者に扶養されている兄弟姉妹が2人以上いること。



※ 補助対象者は「県内在住」で、「県内私立高校に通学」が要件です。

※ 兄弟姉妹の居住地や通学先は県内・県外を問いません。

- ② 世帯の住民税所得割額(市町村民税と道府県民税の合算額)が354,500円未満(年収約720万円未満)であること。

※1 兄弟姉妹が通う「私立高校または大学等」の範囲について

- (ア) 私立高校  
私立高等学校(全日制、通信制、定時制)、私立中等教育学校の後期課程、私立特別支援学校(高等部・専攻科)、私立専修学校の高等課程(修業年限3年以上のものに限る)
- (イ) 大学等(国公立、私立を問わない)  
大学(大学院は除く)、短期大学、専修学校の専門課程、高等専門学校、浪人生(高等学校等を卒業後1年間に限る)

※2 「要件を満たす多子」のうち、県内私立高校に通う生徒が2人以上いる場合の補助対象者について

要件を満たす多子	補助対象となる県内私立高校生	例
3人	第3子のみ	
4人以上	第3子以降	

## 5 生活保護世帯・家計急変世帯の要件

以下の要件を満たすことで補助金を受給できます。

生活保護世帯

生活保護を受給している

家計急変世帯  
(A・Bのいずれかを満たせば対象となります)

A 次の1~3の全てを満たしている

- 保護者のうち、平成29年の所得の多い方が、失職・死亡・離婚等に該当
- 失職・死亡・離婚等が次の期間内に発生している  
失職…平成29年12月31日~平成30年12月30日の間  
死亡・離婚等…平成30年1月1日~平成30年12月31日の間
- 保護者のうち平成29年の所得の少ない方の平成30年度の住民税所得割額が基準4の金額未満または基準5に該当する

添付書類などの詳細は、学校に問い合わせてね。

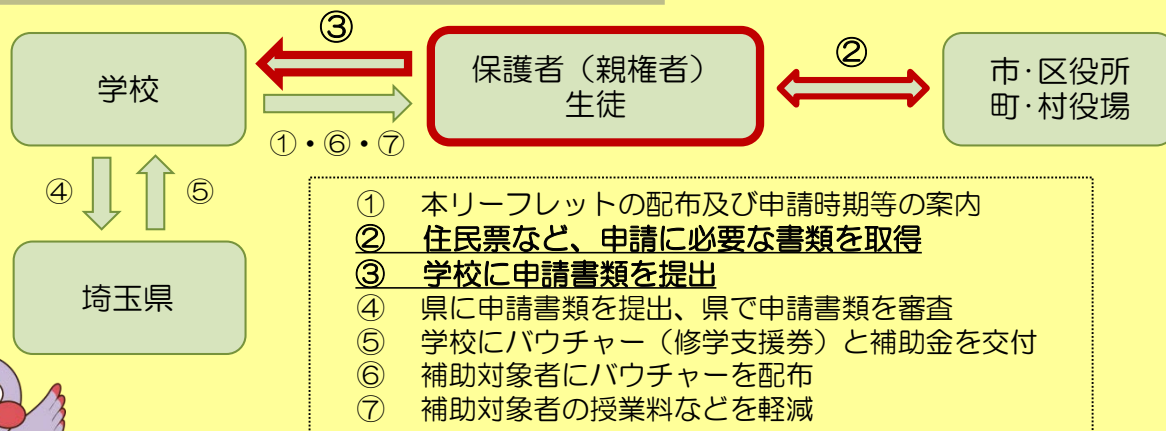
B 平成30年(1月~12月)の世帯年間所得が、平成29年と比較して半分に以下に減少した

半減した平成30年の年間所得を基に算定した、世帯の住民税所得割額が基準4の金額未満または基準5に該当するなど、一定の要件があります。





## 6 申請手続の流れ



申請は学校を通じて毎年行ってね。  
軽減の実施時期や方法は、学校に問い合わせせてね。

## 7 提出書類

	提出書類	備考
1	各学校所定の書類（授業料軽減申請書など）	
2	世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの）	<b>マイナンバーが記載されていないもの</b>
3	保護者全員の平成30年度課税証明書等 住民税の内訳が分かるもの（ <u>所得割額の記載があるもの</u> ） 及び <u>扶養親族数の記載があるもの</u> を提出してください。 市町村によっては「課税証明書」以外の名称場合があります。	給与所得以外に収入がなく、学校から書類の指定がない場合は、課税証明書の代わりに「特別徴収税額決定通知書」の写しを提出しても構いません。
4	世帯全員の生活保護受給証明書	生活保護世帯のみ（福祉事務所で発行されます）
5	在学証明書、健康保険証の写し、戸籍謄本など必要と認められる書類	特定の世帯のみ （詳細は通学先の学校にお問い合わせください）

※ 本制度の実施に当たって収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律等の関係法令に基づき、適正に取り扱います。（提出された書類は返却できません）

## 8 お問い合わせ先など



制度についてのお問い合わせ先  
 埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」  
 TEL：048-830-2725  
 （平日：午前8:30～午後5:15）  
 ※ 7/20～11/29の間は、048-762-6688に  
 おかけください。



よくあるお問い合わせはこちら [埼玉県 授業料軽減](#)

